

# 令和5年度 奈良県共同募金助成要領

令和5年度共同募金助成金は、「共同募金助成要綱」（以下、「要綱」という。）に基づくほか、本要領により助成する。

## 第1 助成年度

令和5年度共同募金助成金は、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）に実施する事業に対して助成する。

## 第2 助成財源

令和5年度一般募金及び歳末たすけあい募金を主な助成財源とし、総合的に調整を図りながら、助成決定は財源別に行う。

## 第3 助成概要

### 1 助成対象事業

助成対象事業は、要綱第2条第2項に規定する事業とし、主に申請事業の対象エリア等を基準に広域助成と地域助成に区分する。

### 2 広域助成

- (1) 広域助成は、主に全県的または複数の市町村域にまたがって行われる事業及び先駆的に行われる事業に対して、奈良県共同募金会（以下、「本会」という。）が種別・基準等を定め助成を行う。
- (2) 本県における地域福祉課題を解決する活動のテーマを指定して寄付金を集める「テーマ型募金（使途選択募金）」については、本会が別に基準等を定め助成を行う。

### 3 地域助成

地域助成は、地域の福祉課題解決のため、市町村社会福祉協議会及び各市町村域内でその他の社会福祉を目的とする事業を行う団体が実施する事業に対して、市町村共同募金委員会（以下「市町村共募」という。）が助成（「テーマ型募金（使途選択募金）」による助成を含む）を行う。

助成に係る種別・基準等については、各市町村共募が共同募金助成全体の整合性を図りながら定める。

### 4 歳末たすけあいによる助成

歳末たすけあい募金（NHK歳末たすけあい及び地域歳末たすけあい）による助成については、別途定められる全国共通の実施要項等の主旨に沿って重点助成する。

ただし、NHK歳末たすけあいにかかる助成は、本会が定める広域助成の種別・基準等により行う。

また、地域歳末たすけあいにかかる助成は、各市町村共募が種別・基準等を定め行う。

### 5 その他の助成

- (1) 使途指定寄付金による助成
- (2) 民間助成
- (3) 社会福祉法第118条に規定する準備金の「準備金取崩金」による助成  
なお、積立後3年間に経過した準備金は取り崩し、広域助成の財源とする。

## 第4 広域助成種別

### 1 事業経費助成

#### (1) 対象事業

主に次の事業を対象に助成する。

- ① 地域住民の理解と協力を得ながら、公的制度では対応できない福祉サービスを提供する事業
- ② 施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業

- ③ 地域住民や福祉等関係者などを対象とした各種啓発、研修等の事業
- ④ 地域福祉の課題を解決するために関係団体と連携して行う事業
- ⑤ 地域福祉・更生保護及びその他社会福祉の向上を目的とする事業にかかる備品購入事業
- ⑥ 県内福祉団体等が県内で開催する全国大会及び近畿ブロック大会
- ⑦ 機関誌・広報誌発行事業（ただし、会員・構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業に限る）

(2) 助成限度額及び助成割合

- ① 助成限度額は1申請者あたり50万円とし、助成割合は助成対象経費(消費税を含む)の4分の3以内(千円未満切り捨て)とする。
- ② 他団体等からの補助・助成等(県・市町村等行政からの補助、民間・社会福祉協議会助成、利用者負担)がある場合は、その額を経費総額から減じて助成対象経費とする。
- ③ 全国大会等の開催事業に対する助成限度額は次のとおりとする。
  - ア 500人以上の参加が見込まれるもの・・・30万円
  - イ 300人以上の参加が見込まれるもの・・・20万円
  - ウ 100人以上の参加が見込まれるもの・・・10万円
- ④ 近畿ブロック大会等の開催事業に対する助成限度額は次のとおりとする。
  - ア 500人以上の参加が見込まれるもの・・・20万円
  - イ 300人以上の参加が見込まれるもの・・・10万円
  - ウ 100人以上の参加が見込まれるもの・・・5万円

(3) 留意事項

- ① 同一事業の同一内容(県大会、研修会、機関紙発行等)での助成は連続3年までとするが、解決しようとしている地域福祉課題の解決のためには3年を超えて事業を継続実施する必要性を本会が認める場合はこの限りではない。
- ② 他団体又は下部組織への運営補助事業は、助成対象外とする。
- ③ その他の助成に関する詳細については、別途広域助成募集要項において定める。

2 施設・設備整備費助成

(1) 対象事業

- ① 地域福祉・更生保護及びその他社会福祉の向上を目的とする事業を実施するための建物の新築・増改築・改修、及び設備を整備する事業を対象とする。  
 なお、要綱第3条「助成対象事業の欠格要件」の(4)「社会福祉法人等が実施する公費による補助・委託事業又は介護保険等の公的な制度の中で運営される社会福祉事業」における施設・設備整備事業も助成対象とする。
- ② 建築工事の場合は、申請者が法人格を有することを条件とし、申請法人が所有する建物または相当期間(概ね5年以上)と認められる貸借契約により民間から借用する建物において、借主が修繕等の義務を負っていることの書面契約が交わされている場合に限る。

(2) 助成限度額及び助成割合

- ① 助成限度額は1申請者あたり150万円とし、助成割合は助成対象経費(消費税を含む)の4分の3以内(千円未満切り捨て)とする。
- ② 他団体等からの補助・助成等(県・市町村等行政からの補助、民間・社会福祉協議会助成、利用者負担)がある場合は、その額を経費総額から減じて助成対象経費とする。

(3) 留意事項

- ① 申請に際しては、施設・設備整備を実施する必要性や緊急性、及び見込まれる効果を具体的に示すこと。
- ② 施設・設備整備費助成の助成決定を受けた年度の翌年度は、同種別への助成申請はできない。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、助成対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば翌年度も申請できることとする。
- ③ その他の助成に関する詳細については、別途広域助成募集要項において定める。

### 3 社会福祉協議会助成

#### (1) 奈良県社会福祉協議会

##### ① 対象事業

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業、特に福祉の専門性を高める研修や、市町村社会福祉協議会・施設・団体・住民が抱える今日的課題を全県的視野で解決するために行う諸事業を対象とする。

##### ② 対象外経費

ア 申請者の組織運営及び管理事務に係る経費（人件費、旅費、組織内での月々の電話・コピー機等の使用料等）

イ 全国大会や研修会等に参加するための経費

ウ 飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない。）

##### ③ 助成限度額及び助成割合等

ア 助成限度額は350万円とし、助成割合は助成対象経費（消費税を含む）の4分の3以内（千円未満切り捨て）とする。

イ 他団体等からの補助・助成等（県・市町村等行政からの補助、民間助成、利用者負担）がある場合は、その額を経費総額から減じて助成対象経費とする。

ウ 助成限度額の範囲内で申請できる事業数は5事業までとし、事業ごとの助成割合を4分の3以内とする。

##### ④ 留意事項

ア 同一事業の同一内容（県大会、研修会、機関紙発行等）での助成は連続3年までとするが、解決しようとしている地域福祉課題の解決のためには3年を超えて事業を継続実施する必要性を本会が認める場合はこの限りではない。

イ 他団体又は下部組織への運営補助事業は、助成対象外とする。

#### (2) 市町村社会福祉協議会

##### ① 車両整備助成

ア 社会福祉協議会の事業に日常的に使用し、かつ共同募金運動の推進強化を図るために使用する車両（原則として新車）を購入する事業とする。

イ 更新の場合は、購入後、助成申請受付期限までに10年経過または10万キロ以上走行した車両の更新を対象とする。ただし、条件に満たない場合であっても、更新を必要とする理由をやむを得ないと本会が認める場合は助成対象とする。

ウ 原則として次のタイプの車両で、車両本体経費のほか、使用目的に必要な装備等の改造経費・付属品等及び受配表示経費を助成対象とする。

- ・福祉車両（車椅子対応・ストレッチャー対応など高齢者・障害者向けの装備があるもの）
- ・ワゴン車（乗車定員7人以上10人以下のもの）
- ・バス（乗車定員11人以上のもの）
- ・貨物車（トラック・バンタイプ車両）
- ・その他（特別装備はないが、利用者の処遇改善に特に必要と認められる車両）

##### ② 対象外経費

ア 取得税・重量税・自動車税・保険料・登録諸経費・リサイクル法関係費用・納車経費等

イ 申請する地域福祉活動・福祉サービス提供に必要な機能以上の機能を有する車両の購入経費

ウ 使用頻度が極端に少ない車両の購入経費

##### ③ 助成限度額及び助成割合

ア 助成限度額は1申請者あたり100万円とし、助成割合は助成対象経費（消費税を含む）の2分の1以内（千円未満切り捨て）とする。

イ 他団体等からの補助・助成等（県・市町村等行政からの補助、民間・県社会福祉協議会助成、利用者負担）がある場合は、その額を経費総額から減じて助成対象経費とする。

## 4 共同募金運動啓発助成

### (1) 車両整備助成

#### ① 対象事業

ア 地域福祉・更生保護及びその他社会福祉の向上を目的とする事業に日常的に使用する車両や公的な制度の中で実施する社会福祉事業において、利用者の処遇向上のために日常的に使用する車両(原則として新車)を購入する事業を対象とする。

なお、要綱第3条「助成対象事業の欠格要件」の(4)「社会福祉法人等が実施する公費による補助・委託事業又は介護保険等の公的な制度の中で運営される社会福祉事業」における車両整備事業も助成対象とする。

イ 更新の場合は、購入後、助成申請受付期限までに10年経過または10万キロ以上走行した車両の更新を対象とする。ただし、条件に満たない場合であっても、更新を必要とする理由をやむを得ないと本会が認める場合は助成対象とする。

ウ 原則として次のタイプの車両で、車両本体経費のほか、使用目的に必要な装備等の改造経費・付属品等及び受配表示経費を助成対象とする。

- ・福祉車両(車椅子対応・ストレッチャー対応など高齢者・障害者向けの装備があるもの)
- ・ワゴン車(乗車定員7人以上10人以下のもの)
- ・バス(乗車定員11人以上のもの)
- ・貨物車(トラック・バンタイプ車両)
- ・その他(特別装備はないが、利用者の処遇改善に特に必要と認められる車両)

#### ② 助成限度額及び助成割合

ア 助成限度額は1申請者あたり150万円とし、助成割合は助成対象経費(消費税を含む)の4分の3以内(千円未満切り捨て)とする。

イ 他団体等からの補助・助成等(県・市町村等行政からの補助、民間・社会福祉協議会助成、利用者負担)がある場合は、その額を経費総額から減じて助成対象経費とする。

#### ③ 留意事項

ア 申請に際しては、車両整備を実施する必要性や見込まれる効果を具体的に示すこと。

イ その他の助成に関する詳細については、別途広域助成募集要項において定める。

### (2) 特別助成

解決すべき喫緊の福祉課題・地域課題に対する取り組みで、共同募金運動にも好影響をもたらす事業について、別途助成要領及び審査基準を定めて助成する。

## 第5 募金目標額及び助成額の算出並びに計画策定

### 1 一般募金目標額等の算出

過年度助成実績及び喫緊の助成ニーズを勘案し、奈良県内で必要とする金額を適切に見積り、助成方針に基づき一般募金目標額を設定する。

その際、市町村共募の広域募金目標額は、募金年度開始前の1月1日現在の市町村別世帯数、人口等を基礎に市町村共募ごとの目標値を設定する。そのうえで、各市町村共募は、地域募金目標額(運動推進費を含む)を設定する。

### 2 歳末たすけあい募金目標額の算出

NHK歳末たすけあい、地域歳末たすけあいともに、助成ニーズを勘案し、実施主体が募金目標額を設定する。

その際、各市町村共募は、地域歳末たすけあい募金目標額に運動推進費を算入することができる。

### 3 広域助成額及び地域助成額の算出

#### (1) 広域助成額

第5-1で設定した市町村共募の広域募金目標額に本会の広域募金実績額を加えた額とする。

#### (2) 地域助成額

市町村共募の募金実績額から広域募金目標額及び運動推進費を減じた額とする。

### (3) 例外

自然災害等やむを得ない事情により、例年どおりの募金活動が実施できなかった場合は、上記(1)及び(2)によらず、状況に応じて検討し、助成額を算出する。

## 4 助成計画の策定

### (1) 県全体の助成計画策定

本会は、上記1の一般募金目標額の算出と並行して県全体の助成計画を策定し、広域助成の種別計画及び地域助成の市町村別助成計画額を示す。

### (2) 共同募金推進計画の策定

各市町村共募は、上記(1)で示される市町村別助成計画額を基礎に、募金計画及び助成計画等をまとめた共同募金推進計画を別に指定する日までに本会へ報告する。

### (3) 募金実績額に基づく助成計画の調整

募金運動終了後、募金実績額の確定に合わせて助成計画を調整する。その際、各市町村共募においては、本会が示す確定した地域助成額を基礎にした助成計画を調整するとともに、別に指定する日までに本会へ報告する。

## 第6 助成申請及び助成決定、助成金の交付等

### 1 広域助成

#### (1) 助成申請の受付

助成を受けようとするものは、毎年度本会が定める日までに、事業計画を明記した別途定める様式に関係書類を添えて本会に提出しなければならない。

#### (2) 助成の決定

- ① 事務局において申請内容を審査(必要に応じ、現地調査やヒアリング等を実施)したうえで、配分委員会における助成案の審議を経て、理事会及び評議員会において決定する。
- ② 上記の決定にあたっては、特定の活動分野に偏ることなく、様々な地域活動を支援できるよう配慮する。
- ③ 助成決定または非決定については、申請者に通知書により通知する。

#### (3) 助成事業の変更

助成決定を受けた団体等が、やむを得ない理由により事業内容を変更する必要がある場合は、事業着手前に別途定める様式を提出し、本会の承認を受けなければならない。

#### (4) 助成決定後の手続き

- ① 助成金は原則として精算払いとする。ただし、自己資金のみでは事業を着手することが困難な場合、別途定める様式を提出し、本会がその理由をやむを得ないと認める場合は、助成決定額の1/2以内の額を概算払いできるものとする。
- ② 助成決定を受けた団体等は、事業完了後1か月以内に別途定める様式により完了報告を行い、本会が確認のうえ助成額を確定し、助成金を送金する。

#### (5) その他

上記のほか、手続等の詳細については、別途定める広域助成募集要項及び審査基準による。

### 2 地域助成

#### (1) 助成申請の受付

- ① 受付窓口 各市町村共募事務局
- ② 受付方法・期間等 各市町村共募が設定する。

#### (2) 助成申請の審査

助成申請内容の審査方法は各市町村共募が定めるが、審査後の助成内容については必ず運営委員会で承認する。

#### (3) 助成決定

第5-4-(3)で確定した計画の範囲内で、原則として令和6年3月末までに行う。

#### (4) 助成金交付及び精算

市町村共募は、予め本会から地域助成額を収受しておき、申請者から提出される交付請求書に基づき、原則金融機関を通じて助成金を交付する。

受配者は、交付済みの助成金に余剰が生じる場合は、その額を原則金融機関を通じて市町村共募に返還する。

## 第7 助成事業の受配表示等

### 1 助成事業における受配表示

受配者は、本会が指定する方法（パンフレット・チラシ等へ掲載、購入物品にステッカーを貼付等）により受配事業であることを必ず明示すること。

### 2 受配に関する広報

受配者が発行している機関誌や受配者が管理するホームページ等に受配内容を掲載するほか、地域のさまざまな広報媒体に掲載依頼を行うなど広報に努めること。

### 3 理事会・総会等での報告

受配者は、受配事業完了後の理事会・総会等で、受配内容について報告すること。

## 第8 受配事業の管理

### 1 受配事業の管理

助成金で整備した施設・設備・備品・車両及び事業実施に係る関係書類は、要綱第17条に基づき適正に管理し、管理期間(5年間)内での処分を禁止する。やむを得ない理由により処分を行おうとする場合は、書面による処分申請を行い、広域助成の場合は本会、地域助成の場合は市町村共募の承認を得なければならない。

### 2 受配者にかかる事項の変更について

受配者は、受配事業の管理期間内に、受配者の名称、代表者、所在地等を変更した場合は、速やかに申請先（本会または市町村共募）へ届け出ること。

## 第9 その他

### 1 本会及び市町村共募の連携

地域住民にとって、より身近な助成を行うことができるよう、本会及び市町村共募相互の連携を密にし、疑義が生じた場合は両者で協議して解決するものとする。

特に、市町村共募での助成申請審査が円滑に実施できるよう、本会において臨機に対応できる体制を整えることとする。

### 2 委任規定

この助成要領に定めるもののほか、共同募金助成に関し必要な事項は別に定めるものとする。